

《高額介護サービス費等について》

介護保険サービスの利用者負担額（※）の合計が、所定の上限額を超えた場合に超えた費用分について給付する制度です。



【対象となる利用者負担額】

利用者の負担割合に基づく利用者負担額のみを対象に算定します。

※食費・居住費、差額ベッド代、住宅改修費、福祉用具購入費や限度額を超えて利用したサービス分、その他日常生活費等は算定の対象外となります。

【支給要件】（※令和3年8月から）

所得段階区分に応じた上限額を超えた費用について申請により支給します。

所得段階区分	上限額（円/月）
市町村民税非課税世帯に属する方	
■生活保護受給者の方	15,000
■老齢福祉年金受給者の方	
■課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	
■課税年金収入額とその他合計所得金額の合計が80万円を超える方	24,600
市町村民税課税世帯に属する方	
■課税所得380万円（年収約770万円）未満の方	44,000
■課税所得380万円（年収約770万円）以上の方で課税所得が690万円（年収約1,160万円）未満の方	93,000
■課税所得690万円（年収約1,160万円）以上の方	140,100

※同じ世帯内に複数の利用者がある場合は、別に上限額が設定されるとともに、利用者負担額を合算して算定します。詳しくは、担当までお問い合わせください。

【申請の手続き】

手続方法	・該当する方には、申請書が送付されますので、必要事項をご記入の上、町介護課に提出します。
提出書類	・「高額介護（介護予防）サービス費支給申請書」 ・その他、町介護課が求める書類
提出先	〒259-0392 湯河原町役場 介護課 介護保険係 ※お越しできない場合は、郵送による申請も可能です。
その他留意事項	・初回の申請書を提出した方は、振込先など申請内容に変更がある場合を除き、2回目以降の申請書の提出は不要です。 （自動的に指定した口座に支給します。）